

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき，平成22年度の定期監査を執行したので，その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月14日

徳島県監査委員	福永義和
同	西正二
同	片山隆司
同	来代正文
同	大西章英

1 監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

2 監査の結果

改善を要するものは，次のとおりである。

(1) 歳入で未収となっているもの

<徳島中央高等学校> <阿南工業高等学校> <阿波農業高等学校> <鴨島商業高等学校>

高等学校使用料の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

高等学校使用料の収入未済額の状況

<徳島中央高等学校>

平成21年度決算額	154,840円
平成20年度決算額	125,090円
増減額	29,750円

<阿南工業高等学校>

平成21年度決算額	217,800円
平成20年度決算額	49,000円
増減額	168,800円

<阿波農業高等学校>

平成21年度決算額	265,700円
平成20年度決算額	67,600円
増減額	198,100円

< 鴨島商業高等学校 >

平成21年度決算額	1,212,800円
平成20年度決算額	1,720,300円
増 減 額	507,500円

3 監査委員の要望意見

監査の結果は以上のとおりであるが、併せて、次の意見を付す。

- (1) 収入事務や給与等に関する事務処理に多くの誤りが見受けられることから、チェック体制の強化を図ること。特に、現金収入や手当関係の事務処理における所属内の確認を徹底すること、また、超過勤務の一層の縮減にも努めること。
- (2) 契約事務については、その必要性や効果を適切に判断するとともに、チェック体制を見直し、事務の正確性を確保すること、また、一者随意契約については前例にとらわれず積極的に見直しを行い、競争原理の導入に努めること。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
脇町高等学校	平成23年 1月12日
穴吹高等学校	〃
那賀高等学校	平成23年 1月13日
城西高等学校	平成23年 1月17日
名西高等学校	〃
城ノ内中学校	平成23年 1月18日
城ノ内高等学校	〃
徳島北高等学校	〃
鳴門第一高等学校	平成23年 1月19日
板野高等学校	〃
城南高等学校	平成23年 1月20日
ひのみね支援学校	〃
海部高等学校	平成23年 1月24日
小松島西高等学校	平成23年 1月26日
徳島科学技術高等学校	平成23年 1月27日
徳島中央高等学校	〃
総合教育センター	平成23年 2月 1日
盲学校	〃
二十一世紀館	平成23年 2月 3日
富岡西高等学校	〃

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
国府支援学校	平成 2 3 年 2 月 4 日
聾学校	"
富岡東中学校	平成 2 3 年 2 月 2 3 日
川島中学校	"
城東高等学校	"
城北高等学校	"
徳島商業高等学校	"
小松島高等学校	"
勝浦高等学校	"
富岡東高等学校	"
阿南工業高等学校	"
新野高等学校	"
鳴門高等学校	"
阿波高等学校	"
阿波農業高等学校	"
鴨島商業高等学校	"
川島高等学校	"
阿波西高等学校	"
美馬商業高等学校	"
貞光工業高等学校	"
辻高等学校	"
池田高等学校	"
三好高等学校	"
板野支援学校	"
鴨島支援学校	"
阿南支援学校	"
池田支援学校	"